

## 香芝市告示第239号

香芝市国民健康保険出産育児一時金受領委任払に関する要綱を次のように定める。

令和7年12月11日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市国民健康保険出産育児一時金受領委任払に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項の規定により支給される出産育児一時金について、その受領の全部又は一部を同法第36条第3項に規定する保険医療機関又は医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所（以下「医療機関等」という。）に委任すること（以下「受領委任払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 出産育児一時金の受領を医療機関等に委任することができる者は、被保険者の属する世帯の世帯主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 納期限の到来している国民健康保険料を完納している者
- (2) 受領委任払に関し医療機関等の同意が得られた者

#### (受領委任の申請)

第3条 出産育児一時金の受領委任払の適用を受けようとする者は、医療機関等の同意を得た上で、出産育児一時金受領委任払利用申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

#### (申請の承認等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは直ちにその内容が適当であるかを審査し、出産育児一時金受領委任払（承認・不承認）通知書（第2号様式）により世帯主及び医療機関等に通知するものとする。

#### (受領委任の額)

第5条 出産育児一時金の受領に関する権限を委任することができる額は、香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条第1項に規定する額を上限とする。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年12月2日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に香芝市国民健康保険出産育児一時金受領委任払に関する要綱（平成14年4月1日施行）の規定により作成されている申出書の用紙で残存するものについては、この要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

出産育児一時金受領委任払利用申請書

年　月　日

香芝市長

世帯主住所

氏　　名

電話番号

私の世帯に属する国民健康保険の被保険者の出産が見込まれるので、香芝市国民健康保険出産育児一時金受領委任払に関する要綱第3条の規定により申請します。

被保険者番号	出産を予定する被保険者名
奈30	
委 任 欄	<p>次の医療機関等における出産費用の支払いに充てるため、国民健康保険法第58条第1項に規定する出産育児一時金のうち、実際に出産に要した費用について私の代わりに受領することを委任します。</p> <p>住　　所</p> <p>世帯主氏名（署名又は記名押印）</p>
受 任 欄	<p>上記の件について、承諾しました。</p> <p>また、出産を予定する被保険者が妊娠第4月以上であることを認めます。</p> <p>(医療機関等)</p> <p>所在地</p> <p>名　称</p> <p>代表者</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>

第2号様式(第4条関係)

出産育児一時金受領委任払（承認・不承認）通知書

年　　月　　日

世帯主　　様  
医療機関

香芝市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました出産育児一時金受領委任払の利用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

承認

不承認（理由：）

住 所	
世 帯 主 氏 名	
被保険者記号番号	

出産予定者氏名	
出産予定者生年月日	

医療機関所在地	
医療機関名称	
代表者氏名	